令和2年度　第1回長野県特別支援教育連携協議会　議事録

日時　：　令和2年11月18日（水）
午後2時～
場所　：　長野県庁議会棟404・405号室

1　開会

2　あいさつ

3　委員紹介

4　経過報告

永松座長
　本日の会議の進行について、事務局からご説明をいただきたいと思います。

事務局
　次第をご覧ください。まず、経過報告としまして、資料1-1、1-2よりご説明をしたいと思います。
　次に、5「協議事項」です。本日は長野県特別支援学校整備基本方針素案について協議をいただきたいと思っています。資料1-3、そして資料2、3も活用しながら説明をさせていただきます。
　本日はパブリックコメント前ですので、5（1）から（5）それぞれについて区切りながらご意見をお聞きする形で進めさせていただければと思います。

永松座長
　それでは、引き続き事務局より経過報告についてお願いしたいと思います。

事務局
　資料1-1をご覧ください。本日の連携協議会では、昨年度からの協議に引き続き、特別支援学校における学びのあり方とそれを支える環境整備の考え方を示したこの基本方針（素案）について検討していただきたいと思います。
　資料1-2にこれまでの検討状況を書かせていただいております。本連携協議会のほか、昨年度までの三輪次長をはじめ、永松委員さん、樋口委員さん、岸田委員さん等々に専門家委員会として昨年度活発な協議をいただき、その提言を基に連携協議会で協議をしていただいているという形になります。
　2ページからは、専門家委員会だけではなく、校長会、教頭会、寄宿舎作業部会等からも寄宿舎のあり方であるとか、様々なご意見をいただきながら特別支援学校のあり方について検討を重ねてきています。

資料1-1にお戻りください。2つ目の○のところですが、本日協議いただく素案につきましては、昨年度に示された専門家委員会の提言等に対し、連携協議会の委員の皆さまからいただいたご意見を踏まえて事務局のほうで作成させていただいたものです。
本日の協議を踏まえて修正し、今後パブリックコメントを実施してまいりたいと思っています。そのパブリックコメントを受け、さらに整えたものを、次回の連携協議会で協議をいただいて内容を固めていきたいと思います。

永松座長
今、経過報告についてご説明いただきました。ご質問等がありましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

5　協議事項　長野県特別支援学校整備基本方針（案）の検討

永松座長
それでは、要綱に沿ってこの後の協議を進めさせていただきたいと思います。
まずは、事務局のほうから内容についてご説明いただき、その後、協議に入るという形で進めたいと思います。
今、事務局の説明の中にもありましたけれども、本日は基本方針（素案）、これがかなり最後の詰めの段階にきております。これまで出していただいたご意見等がどのような形で反映されているかという点からご確認いただき、ご意見等あればこの後の協議のほうで出していただければと思います。
具体的な進め方については、また後ほど私のほうから説明をさせていただきたいと思います。
それでは、資料の説明をお願いいたします。

事務局
まず、資料1-3を見ていただければと思います。昨年度の連携協議会では専門家委員会からの提言を基に協議をしていただいたのですが、その概要をここに載せてあります。
一番左側が、この素案冊子のそれぞれの目次の項目になっています。真ん中が専門家委員会の提言です。昨年度いただいた提言の概要をお示ししてあります。
右側の上段が、専門家委員会の提言を受けた連携協議会でのご意見、そしてその下段ですが、ゴシック体の太字で書いてあるものが教育委員会での整理という形であります。
まず、基本理念のところですが、冊子の1ページ、2ページを見てください。
冊子の1ページの「はじめに」のところですが、本県の特別支援学校については、児童生徒主体の教育を実現することを目指してきたことが書かれています。また、児童生徒が多様性を認め合いながら共に育つことを大切に考え、重複障がい、単一障がいの児童生徒が同じ教室で一緒に学ぶことを主流としてきました。しかしながら、障がいの多様化、重度・重複化が進む中で多様な教育的ニーズに応えることが困難であるという指摘も課題として書かせていただいてあります。
そして、国の状況や30年3月に策定した第２次長野県特別支援教育推進計画について書

いてありますが、こうした中、本県の特別支援学校は施設の老朽化とともに児童生徒数の増加に伴う狭隘化が課題となっていること、校舎の増築、特別教室の転用等で対応してきているが、そういった中では教育的ニーズに応える困難な状況が生じていることが書かれています。

そこで、本県の特別支援学校の学びのあり方、学習環境の整備に係る抜本的な改革を行うために、「すべての児童生徒が持てる力を最大限発揮して共に学び合うインクルーシブな教育を推進する」、これからの特別支援学校における学びのあり方と、これを支える環境整備の基本的な考え方をこの方針に示すということで、この方針を作成しています。

1の基本理念につきましては、2ページの（1）にありますが、目指すべき特別支援学校像、そして、（2）実現すべき学びとして、児童生徒の可能性が最大限伸びる学び、そして2つ目として共生社会の実現に向けた協働の学びという2本の柱を実現してまいりたいと考えています。

資料1-3に戻っていただいて、2の学びのあり方、可能性が最大限伸びる学びについて、現状と課題のところでは､本県の教員が､学習指導要領の内容の理解が不十分であること、特別支援学校の経験の浅い教員が多いこと等、課題が書かれております。

今後の方向性として、こうした状況を改善するために県がカリキュラム編成のガイドラインを作成して、各学校で教育課程を編成する際の配慮点を明示するといったことを提言いただいております。

それを踏まえまして、その下ですが、ガイドラインは学校がカリキュラムを編成する際の参考として使用するといった立場を明確にしてあります。冊子の3ページ､具体的な方向性のところですが、学校と教育委員会が一体になって子どもたちの学びを支えていきたいと考えています。

続いて、共生社会の実現に向けた協働の学びについてです。こちらは冊子の4ページからになります。

本県では、副学籍制度がとても盛んになってきています。これは、居住地の小中学校に副次的な学籍を置いて、特別支援学校のお子さんが地元の小中学校のお子さんと交流をしたり、入学式や卒業式に出たりして、その中で地域に位置付いていくという制度であり、市町村が主体の取組です。

現状と課題にあるとおり、令和2年5月現在、58市町村で導入しております。副学籍コーディネーターは交流のつなぎ役になるものですが、これを特別支援学校に配置しまして、交流を進めています。

委員の皆様からいただいているご意見とすると、これをさらに進めていっていただきたい。副学籍コーディネーターの配置の充実化を図ってほしい。また、一番下の項目のところですが、副学籍だけではなくて、共生社会の実現に向け、地域・企業との交流を拡充してほしいというようなご意見もいただいています。

冊子の5ページのところには、その交流の進め方をサポートする体制の整備、5ページの下の2つのところですが､企業との連携､共生社会を学び合う交流拠点としての特別支援学校の位置付け等も書かせていただいております。

続いて､3の多様な教育的ニーズに対する専門性の向上についてです｡現状と課題にありますように、長野県は集団での学びについて一生懸命取り組んできたということを評価し

ていただいている一方、個々の障がいの特性に応じた指導やフレキシブルな学習の組み合わせに対する研究が不足しているといった提言をいただいています。委員の皆様からも、専門性の向上についてはたくさんのご意見をいただいております。

そういったものを踏まえて、6ページ、7ページのところでは、具体的な方向性で、キャリアアップやキャリアステージ別の研修体系の構築、チームによる学級担任のサポート、特別支援学校には、自立活動担当教員という専門性の高い者がチームを作りまして、学校の中で必要な支援をしていくという体制がありますが、それらについても充実が求められています。

続いて、冊子は8ページからの、４学びの改革を支える環境整備についてです。児童生徒の増加による教室不足や、集会室やプレイルームが使いたいときに使えないといった課題があります。

今後の方向性としますと、友達と協力しながら持てる力を最大限に伸ばすために、学習グループの上限を設けたらどうか、また、教育的効果の高いフレキシブルな学習グループを編成できるように施設を活用したらどうかという提言をいただいています。委員の皆様からも、児童生徒の多様性であるとか、マンツーマンの支援が必要なお子さんたちの状況であるとか、高等部の上限を8人とするのであれば、教室がもっと広くないといけないのではないかなどのご意見をいただいております。

そういったご意見を踏まえて9ページの具体的な方向性の②のところでは、多様な教育的ニーズに対応できる構造、そして④では、障がいの重度・重複化への対応等について、記載させていただいています。

学習環境の整備に関わる詳細については、これ以外にも多くのことがあるかと思います。そちらについては学校ごとに学習環境の整備を進める中で、関係者と丁寧な検討を行っていきたいと思います。

続いて、（2）分教室についてです。分教室というのは、これまでの成果のところにありますが、例えば小中学部の分教室で言いますと、地域の小中学校に特別支援学校の子どもたちの学びの場が整備されており、須坂市立須坂支援学校については、須坂小学校の中に、須坂市が学びの場を設置をしています。

高等部については、近隣の高校や長野盲学校や松本盲学校に高等部の分教室が設置されています。そちらの成果についてはまたお読みいただきたいと思いますが、課題として管理職の配置がないこと、それから、けがの対応等が挙がっています。

資料1-3の3ページ、今後の方向性です。小中学部の分教室、市立の特別支援学校については、②のところですが、このような方向性を提言いただいています。「インクルーシブな教育を推進するための市町村立特別支援学校設立については、積極的に支援」、つまり、市町村で積極的に分教室をつくりたいということについては、検討して積極的に支援していきますということです。また、遠距離通学の解消のために設置希望のある市町村に対しては、県が分教室の設置について一緒に考えていくといった整理をしていただいております。

高等部の分教室については、さらなる充実を図る声をいただいています。委員の皆様から、分教室の養護教諭の配置、高等部分教室の作業種等についてご意見をいただいているところです。

冊子の10ページになりますが、専門家委員会の提言を基に、小中学校の分教室と近隣の小中学部の分教室との対応の違いを整理して記載させていただいています。高等部の分教室の職業教育の充実とか、企業との連携については、共生社会の実現に向けた協働の学びの具体的な方向性の中で併せて書かせていただいています。

それから、養護教諭や事務職員の配置等については、これは学校の実情に合わせて、例えば須坂分教室には養護助教諭や事務職員等を配置しておりますが、学校の実情に合わせてしっかりと検討を進めてまいりたいと考えています。

続いて（3）寄宿舎です。寄宿舎については、今後の方向性のところに寄宿舎の機能、通学保障、それから社会自立に向けた指導・支援、家庭支援とありますが、長野県は全国の中でも本当に力を入れていると考えています。

いただいたご意見とすると、老朽化のための環境改善をお願いしたい、それから、社会に対して開かれたものであってほしい、また、若槻養護学校、これは病弱の特別支援学校で寄宿舎がないのですが、そういったことも検討してもらえないかというご意見をいただいています。

寄宿舎の環境改善に関わるご意見を踏まえて、冊子の12ページですが、環境整備の方向性について、真ん中のところに生活環境の整備を書かせていただいております。それから2つ目、福祉機関との連携のところには、今後の寄宿舎のあり方について、学校現場の声を収集しながら､皆さんと検討することやその方向性について記載させていただいています。

若槻養護学校の寄宿舎に関わる委員の意見については、現在、若槻養護学校検討懇談会を開催しておりますので、その中で検討していきたいと思っています。

続いて、校名についてです。冊子の12ページ、13ページになりますが、こちらは冊子のほうで説明させていただきたいと思います。13ページの具体的な方向性のところですが、「養護学校」という名称については、名称変更を視野に入れて検討を進めてまいりたいと思います。一方、盲・ろう学校の校名については、こちらは存続を求める声、大事にする思いがありますので、名称変更の是非を含めて丁寧に検討を進めるという専門家委員会の提言のとおりであります。

最後になりますが、県内に2校ずつ配置されている盲・ろう・肢体不自由・病弱特別支援学校の配置、施設整備の考え方をまとめて書かせていただいております。

長野県は盲・ろう・肢体不自由・病弱特別支援学校については、長野圏域、松本圏域に1校ずつ配置をしているという状況です。そういった学校の役割とすると、当然その学校に通ってくる子どもたちの教育の充実、もう一つは、地域の小中学校に視覚障がい、聴覚障がい、それから肢体不自由・病弱等々のお子さんがいるので、そういったお子さんたちへの支援を特別支援学校としてやってほしいといったことが求められています。委員の皆様からもそこの表にありますように、本当に多くの意見をいただいているところです。

県教育委員会としましては、15ページの下にありますように、県立特別支援学校は児童生徒の推移が横ばいから微増の見込みであることから、新設・統合等はせずに、現在の18校体制を継続するということを記載させていただいています。

それから、センター的機能のあり方については、それぞれの障がい種の学校が東北信、中南信をそれぞれ拠点としてどうあるべきかという方向性を記載させていただいています。

専門家委員会や委員の皆様からあったその他のご意見ですが、これはそれぞれの学校に

ついて抜本的な整備の中で丁寧に検討していきたいと思っています。
　続けて資料2と別紙、そして資料3の3枚の説明をさせていただきます。
　この3枚は、今日ご協議いただく方針（素案）冊子についての説明となります。方針（素案）の冊子のエキスを抜き出してまとめて作りました。A3の資料の算用数字と括弧数字が、素案のほうのそれとリンクしております。これを使って皆さんに冊子の内容をさらに詳しくご理解いただきたいということで作成しました。
　まず資料2の左上をご覧ください。本検討の背景を簡単にまとめてあります。先ほど説明しましたが、なぜこの整備方針を策定しているかというところのポイントは、やはり実現すべき学びとそれを支える環境整備を整理しなければ先に進まないということです。
　次に、1の基本理念ですが、2つの視点でまとめています。1つは、「すべての児童生徒の持てる力が最大限伸びる教育」、もう一つは、「多様性を認め合い、多様な他者とつながる力が伸びる教育」であるということです。その下に書かれている学校像、実現すべき学び、そして右上の2の学びのあり方、いずれも今言った2つの視点でまとめて整理しています。
　続きまして、3の多様な教育的ニーズに対応する専門性の向上ですが、今お話しした学びを実現するために必要な専門性は何かということで書いてあります。外部の専門家の活用等についても冊子の中で記載しています。
　その下の4の学びの改革を支える環境整備等と「等」を付けたのですが、考え方を全部で（1）から（5）まで整理しました。
　（1）の学習環境の整備ですが、1枚おめくりいただいて資料2の別紙をご覧ください。左側から現状と課題です。先ほども申しましたが、教室不足ですとか、授業内容による柔軟なグループ学習ができていないことなど、これからの学びに耐え得る校舎にはなっていないのではないかということで、その下にイメージ図を書きました。
　そして、真ん中のところには考え方をまとめたのですが、大きく3つ、もう少し細かく分けると9つの観点で書いています。一教室の上限人数についてもここで示しています。
　あと、一番下の安全・安心のところの③です。倉庫のことも改めて抜き出してここに書いてあります。真ん中の共生社会の実現に向けては、地域交流ゾーンの重要性が書いてあります。
　右側には、今お話ししたようなもののイメージ図を写真と図で示しました。これを見てこのようになるという夢が湧くといいなと考え示しています。
　3枚目です。これは、方針の素案冊子の5の配置と6の整備の考え方を示したものです。左側は、現在18校体制であるということで、今後の児童生徒数の見込みは（2）の表のように見込んでいます。全体の小学校、中学校、高校生は減っていくのですが、特別支援学校はいろいろ調査をしたところ、在籍率はこれからも増えていくということで、横ばいではないかと捉えています。
　今後、県の人口が増えたり減ったりしていくのに応じて、特別支援学校の児童生徒数も動いていきますが、今よりも10％ぐらいの増減かと捉えています。知的障がい以外のほかの4障がいも横ばいであると見込んでいますので、新設とか統廃合ではなく、今の体制がよいのではないかということでまとめています。
　右側に行きます。6の整備の考え方ですが、（2）整備の進め方の①をご覧ください。特

別支援学校の改築・長寿命化の考え方をまとめました。

従来はおよそ50年、そこが劣化の一つの目安だろうということで、そこで改築について検討をしていたのですが、長野県ファシリティマネジメントで長寿命化の方針が出され、そして文部科学省も、実は計画策定についてというのを出しているのですが、これらを受けまして、県の特別支援学校の改修については、40年～50年のところで長寿命化の改修を行い、75年～80年のところで改築とする方向性について示しております。ただし、※のところが大事ですが、ただし、その改修・長寿命化の検討をする際に、学びの環境として適性があるのかどうかの検討もして、例えば、水害、土砂災害の危険があるとか、お子さんの数が増えるとか、それから建物の老朽化が著しいとか、そういうことを勘案して、そこで改築、あるいは移転についても検討しましょうと整理しています。

②に書いたのですが、今後はやはりこれから作る基本方針を踏まえ、必要性の高い学校から順次、抜本的な整備を進めていきます。

ただ、今、国において、皆さんもご承知のとおり、特別支援学校に備える施設を含む設置基準の策定について動きがありますので、ここはよく見ていかないと、そことのずれが生じると大変だということで、アンテナを高くして情報を踏まえながら慎重に進めていきたいと思っています。

説明は以上です。

本日は、協議の時間が協議内容に比べ、短くて大変申し訳ないと思います。

皆さまの机上に意見記入用紙を配らせていただいてありますので、会の中でご発言がいただけなかった分については、またそちらでご提示いただければと思います。

永松座長

ご説明ありがとうございました。

今、事務局からご説明いただきましたけれども、全体を通して何か確認したいことはありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは早速、協議に入っていきたいと思います。

事務局からも説明がありましたが、かなり膨大な内容をこの会議は取り扱っており、ご意見の中で拾いきれるご意見と拾いきれないご意見が出ると思います。

本日ここで協議された内容と、後日、意見としてお出しいただくという両方の組み合わせでしっかりと今回の案についてご意見をいただきたいと思いますので、そういう段取りで進んでいくということをまずご確認いただきます。

それと2点目ですが、この後の協議の具体的な進め方です。資料1-3の特にこれまでこの会議で出された委員の皆様からのそれぞれのご意見をしっかりチェックいただいて、案本体にどのような形で反映されているのか、あるいはいないのか、そこをぜひ見ていただきたいと思います。

それともう一つは、基本方針の素案本体ですが、構成としては今、ご説明がありましたように、内容ごとに現状の課題から始まって具体的な方向性というふうに整理していただいております。分かりやすく整理をしていただいております。

とりわけ具体的な方向性のところに、先ほどのこの委員会の中でこれまで集約してきた意見というのがかみ合っているかどうか、その辺りをぜひチェックいただきたいというふ

うに思っています。もちろん、それ以外のご質問、ご意見もこの場でいただきながら進めていきますので、そこはよくお願いしたいと思います。

特に、本日新たに委員としてご参加いただいております皆さまには、この最後のまとめの段階のところで本当に難しいお仕事をお願いするということで、私としても非常に心苦しいのですが、パブリックコメントも含めて、かなり煮詰まった状態での本日の会議ということでご協力いただければと思っています。

それでは最初に、基本方針（素案）の中のページで言いますと、1ページ、2ページ、そして3ページにあります2の学びのあり方まで含めてご意見を集約していきたいと思います。

1ページは、国内の状況、あるいは県のこれまでの施策等の分析を踏まえた上で、2ページ目の基本理念が書いてあります。特にこの基本理念については、委員の皆様のほうから特段の意見はこれまで出ておりません。国としての特別支援教育の進め方等を含めて妥当だろうというような形で進んでまいりました。

一応、確認になりますが、この1ページ、2ページの部分において、何かご意見はありますでしょうか。

米倉委員さん、お願いします。

米倉委員

お願いします。

2ページの下の共生社会の実現に向けた協働の学びというところについてお願いします。

この点について、事務局の整理を見ますと、意見を受けて提言にはなかったけれども、記載をしているという部分だと思うので、ここで意見を言わせていただければと思います。

内容を見ますと、2つ目の項目のところで、この記述を見ると企業との連携ですとか、企業の社員教育の場として活用するということなどを通して、共生社会の実現に向けた学びにつなげていくというふうに私は読みました。

しかし、この共生社会にかかわって、私は一般就労のみが社会参加ではないと感じています。福祉就労ですとか、専攻科などの学びを長く取りたいというような希望を持った方も社会参加をしている実態がある中で、そういうことも含めたインクルーシブという考え方でいけば、誰もやはり排除されないというような共生社会であるべきではないかと考えますので、そういうことも含めた記述にしていただきたいと思います。

以上です。

永松座長

ありがとうございました。

非常に大切な部分かと思います。すみません、米倉委員さんのほうで、例えばここにこういう文言を差し込んだらどうかとか、そういう具体的な点はございますか。もしあればお願いしたいです。

米倉委員

ありがとうございます。

ここを見ますと、ここは結構、実現すべき学びの理想像の核の部分だと思うのですが、内容を見るとかなり社員教育の場というふうに具体の手法に取り出されて記載がされているように感じています。

そうではなくて、やはり教育の立場で自己実現、それから自分の発達段階に応じた夢や希望を持って社会参加していくんだということを耕せるような記述にぜひしていただきたいと思っています。

永松座長

ありがとうございました。

今のご意見ですが、かなり一般就労を意識したような記述になっていて、もう少し子どもたち全体をしっかり含み得るような表現はいかがでしょうかという要望として扱わせていただきます。

今の段階で、もし事務局のほうで何かこれについてありましたらお願いします。

事務局

ありがとうございます。

ご意見として伺います。決してそういう矮小化した一般就労などとは考えておらず、イメージとして書いてあります。企業も一般就労のことだけではなく、福祉就労もあって企業も入って一つの町をつくりたいというイメージでいますので、ご異議があればまた考えます。

永松座長

ありがとうございました。

それでは、今のご意見ですが、特に意見としては了解したということで、それをどういう形で表現されるかは、またご検討いただくということでよろしいでしょうか。

米倉委員さん、よろしいですか。

米倉委員

はい。お願いします。

永松座長

樋口委員さん、お願いします。

樋口委員

東北福祉大学の樋口です。

基本理念のところですが、似たような言葉の使い方が少し気になります。共生社会、それからインクルーシブな社会、インクルーシブな教育、インクルーシブ教育、これらの使い分けがどうなっているのかということが少し気になります。

それで、先ほどの1ページの「はじめに」のところで、障がいの状況が異なる子どもたちが共に学ぶというようなことを主流としてきたがと書いてあるのですが、これはインクル

ーシブな教育というのは、障がいのある子どもたちも分けずに共にということなのか。今まで気が付かなかったけれどもインクルーシブな教育のところの意味の中でこういうことも含まれているのかなということを思いました。

結局、この似通っている言葉をどう使い分けているのかというものがあるのであれば、きちんと説明をしなければいけないと思います。例えば、共生社会とインクルーシブな社会をどう使い分けるのかというのは非常に難しいと思います。同じものであれば同じ言葉で説明したほうがいいのかと思いました。

それと、新型コロナ、それに伴うさまざまな病気とか災害に関することです。今のご時世を考えると、この新型コロナに関することがすぐに収束するとは思えませんので、何か一言でも二言でもいいと思いますので、特別支援学校に通う子どもたちに対する感染予防とか、健康を守るというようなところがどこかにあったほうがいいのではないかと思いました。

以上です。

永松座長

ありがとうございます。

まず、用語についてです。確かにこの会議に限らず、社会全体でかなり複数の言葉が整備されずに使われておりますので、もしここで何か事務局のほうで視点等があればお願いします。

それと、質問の3点目でいいですか、コロナ等を含めてこういう社会状況もここに反映させるような、その内容をどこかに組み込んではどうかということです。学校教育の環境の問題とか、子どもたちの健康の問題に関するところでどこか入れ込めそうなところがあれば、ぜひ私からもお願いしたいと思います。

この2点について、お願いできますでしょうか。

事務局

今、樋口委員のおっしゃられたことは大変重要なところでございます。こちらのほうの整理としましては、インクルーシブという表現につきましては、障がいの有無にかかわらず学び合うという教育的な視点で、共生社会については、共に生きるということでもう少し幅広く社会の方々を巻き込んでそういった共生社会を実現していくというような形で使ったつもりですが、大変分かりにくかった部分がありますので、文言を整理をさせていただきたいと思っております。

また、学校は、病気・災害等から生徒を守る大事な施設です。後半のほうにも防災拠点としての学校ですとか、今後の施設整備の考え方のところにも障がいの重度・重複化への対応等々、部分部分では書かせていただいたのですが、そういった全体的な文面が薄いと思いますので、これは整理させていただきます。

以上です。

永松座長

ありがとうございます。

繰り返しませんけれども、以上の対応を事務局のほうでご検討いただいた上で反映していただくということで、樋口委員さん、よろしいですか。
ほかはいかがでしょうか。
少し広げまして、その後の2番、学びのあり方です。お手元の資料で言いますと、3ページから始まっております。

宮内委員
松本養護学校の宮内です。
2ページのところの多様な教育的ニーズに対応する専門性の向上のところと、後半のほうにも関わってくるのですが、4障がいに対してはセンター的機能のあり方ということで明記されているのですが、知的障がい学校のセンター的機能をどのように考えられているか。2ページのところで、小中学校からの職員に対しての体系的な研修となっていますが、こちらの説明になると、どうも特別支援学校の中の担任サポートという感じに捉えられるかと思います。
また、先ほどのインクルーシブということにも関わって、全体の児童生徒数が減っていくのに対して、特別支援学校の生徒が減っていく見込みはあまりないというようなところです。実際のところでは就学相談の件数等も合わせていくと、地域で本来、やはり抱え込んでいるはずの生徒たちが特別支援学校へ来ているという件数も、大きい市町村のケースを見ていると、小さい地域も合わせてですが、あるのではないかなということを考えると、そこのインクルーシブ教育と一方で言いながら、児童生徒数が減ってこないよという辺りで地域を支えていけるようにというところは、今までのセンター的機能として担ってきた部分でないかなと思いますので、その辺がまた新たな展開としてどのようにするのか、今までの成果も含め、少し見えるとありがたいと思いました。

永松座長
ありがとうございました。
宮内委員さん、今のご意見は確かに児童生徒数の動向とインクルーシブ社会を目指すというところの整合性をどう取っていくのかというところですが、反映させるとしたら、どのページのどの辺りに入れ込めばいいか、あるいはここに反映させたほうがいいのではないかというところまで、もしご意見がございましたらお願いします。

宮内委員
基本方針（素案）の6ページ、7ページ辺りのところに相当すると思うのですが、そうでなければ、4障がいに対してはということでセンター的機能のところはどうでしょう。
4障がいとして切っていくのか、センター的機能をどこに入れていくのか、知的障がいのセンター的機能は何をするのかが分からないと思いました。

永松座長
　ありがとうございます。
　その辺りはかなり具体的で実際的なご指摘かと思います。いかがでしょうか。この場での説明が難しければ、また各委員さんに連絡を取っていただくということでもいいですが。
　それでは事務局、お願いします。

事務局
　今のご指摘は非常に重要だと思っております。今、お話にありましたとおり、多様な教育的ニーズという観点で特別支援学校内だけではなくて、各地域のニーズという点で6ページに入れるか、それか最後の4障がいと同様に知的障がいの学校のほうに入れるか検討いたしますが、反映させていただきたいと思います。

永松座長
　お願いします。
　リモートでご参加の松木委員さん、お願いいたします。

松木委員
　はい。お願いいたします。
　今、宮内委員の意見に関わって、通常学校のほうの視点から、今の理念のところのインクルーシブな教育のセンター的機能について、具体策がどこにあるのだろうかと逆に読んでいったところ、私には読み取れなかった部分があります。
　例えば、5ページのところの副学籍児童の在籍校を通しての支援をそこに入れていただくとか、地域の公民館やサークル活動での交流とか、あるいは7ページに行ったときに、専門性の向上のところで、専門性のサポートチームが各地域のセンター機能として必要な学校で研修を実施するといった具体策にしていただいたらどうかと思いました。
　もう一点は、2ページのところの共生社会の実現に向けた協働の学びのところに、シームレスという言葉があるのですが、勉強不足ですみません、これは一般的に使われる言葉なのでしょうか。これが基礎になると、全てこの使い方になるかと思いますので、そこを確認させてください。
　以上です。

永松座長
　今の2点目は、ご意見としては、シームレスではなくて、もっと分かりやすい連続的とか継ぎ目のないという表現のほうがいいのではないかというご意見でよろしいですか。

松木委員
　いろいろ横文字が飛んでいるのですが、これが一般的になってくるとすれば、逆にこれを学んでいかなければいけない言葉として出していただければ結構ですし、そうでなければ、変えていただいたほうが、基本方針として分かりやすいかと思います。

永松座長
ありがとうございます。
改めて見ると、片仮名がいっぱい入っておりますので、全体にも広げてまた少し精査いただきたいと思います。
やはり先ほどのセンター的機能については、理念と具体のところの対応関係がいまひとつ分かりにくいという、これは宮内先生のご指摘とも違うお話でした。
それと、今のシームレスを含めて、果たして横文字というか片仮名文字で使うのはいいのかどうか、表記上のご質問ということでした。
いかがいたしましょうか。

事務局
ご意見としてお伺いしたいと思います。
シームレスは、壁がないとか、連続するという意味で、実は、業界としては教育ではないところから引っ張ってきているので、より一般的な企業の方も分かるかというイメージで使ったのですが、改めて見れば、分かりづらい表現はいけないと思っていますので、また検討したいと思います。

永松座長
ありがとうございました。
県民の皆さん向けのパブリックコメントがありますので、そこも踏まえて、ぜひ対応をお願いしたいと思います。
センター機能については、先ほどの宮内先生のご意見も含めてご検討をお願いするということでよろしいでしょうか。あるいは、我々の意見としてくみ取っていただければと思います。
岸田委員さん、お願いします。

岸田委員
若槻養護学校の岸田です。
提案ですが、4ページの共生社会の実現に向けた協働の学びの具体的な方向のところが、小中高等学校との連携では、副学籍のことと就労支援の関係のことの大きく2つになっているかと思われます。それにもう一項目、後半の分教室のところで、教員が授業交換しながら、それぞれの教育資源や教員の専門性を活かし子どもを育てていくということが出ています。ここのところの具体的な方向に一つ、地域に在住する障がいがある子どもたちを、校種を超えた連携の中で育み育てるという、例えば教科乗り入れ、分教室に限らず、それぞれの学校の小中高等学校と特別支援学校の教員が連携しながら、その地域の障がいのある子どもたちの教育力向上につなげるというような副学籍だけではない、学校間連携の文言をここに入れてはいかがでしょうか。
例えば、うちは分教室ではないのですが、地域にある高校の授業見学に行ったり、長野高専との連携を考えたりしたいというときに、副学籍だけではない、地域の教育力を生かしたシームレスな関係の中での育ちということが一つ入るといかがかという提案です。

以上です。

永松座長
ありがとうございます。
実際の例として、その辺りのお話は須坂支援学校のときにも、子どもたちの距離の近さだけではなくて、教員の専門性の共有という話は出ておりましたので、そこにつながるご指摘かと思います。
この辺りを少し基本方針のこの部分に組み込むということはどうでしょうか。できるかできないかと聞くのも変な話なので、その辺りを組み込んでいただけると、また内容がよりよいものになるのではないかということでのお願いになります。
事務局のほうから何かありますか。

事務局
今の岸田委員さんのお話ですが、この共生社会の実現に向けた協働の学びの項目にかかわらず、可能性が伸びる学びですとか、教員の専門性など、そういったいろいろなところにも係ってくるお話です。どういった表現がいいのかということも含めまして、またどういった具体的なものがあるかということも踏まえて、少し幅広に検討させていただければと思います。

永松座長
よろしくご検討ください。

清水委員
学びのあり方の中の、共生社会の実現に関連して、副学籍のお話がありました。今までの資料の中で「交流」という言葉がいろいろ出てきています。「交流」と、あるいは「日常的な交流」「交流活動」「交流学習」。
資料1-2等は交流及び共同学習という言葉があるのですが、この共同学習を入れ込んでいく必要があると思います。交流と共同学習を分けて考えるのではなくて、一体として障がいのある子どもの自立と社会参加の促進、それから共生社会の形成、それに向けて、交流及び共同学習が位置づいていると思います。学習指導要領の関係もあるのですが、その辺りをご検討いただけたらと思っております。
以上です。

永松座長
清水委員さん、ありがとうございました。
交流、共同学習というのは今ご意見がありましたように、学習指導要領をはじめ、国の説明ではかなり使われております。ご承知のとおりかと思います。
ただ、これは明確に具体的にどうこの2つを区別するのかというと、私もいっとき、あれこれ探したのですが見つかりませんでした。樋口委員さんはどうでしょうか。

樋口委員
文部科学省に勤めていたときに、担当していました。
交流及び共同学習については、互いを理解し合うという交流の側面と学ぶという学習の側面と、両方が分かち難いものとしてあるから、交流及び共同学習と一つの用語として使うというのが、文部科学省の見解でした。
ただ、一般的に交流をしますよという形で使う分には構わないということでした。

永松座長
以上のような背景もあってこの言葉があるということで、一番適切な用語を、また事務局のほうでご検討いただくということでお願いしたいと思います。

永松座長
それでは、米倉委員さん、お願いします。

米倉委員
5ページの共生社会の実現に向けた協働の学びの現状と課題のところです。先ほどから一般就労について発言させていただいている部分ですが、生徒が3割と全国平均に比べて低いということが書かれています。その上に、福祉就労のことも書かれているので、先ほど事務局からの答弁にもあったように、一般就労のみを考えているわけではないと思うのですが、ここでやはり、進学率というのも大事に考えたいと思っています。
障害児学校高等部を卒業した進学率を見ると、昨年度は2.9%で、公立高等学校卒業者は70.6%で大きな開きがあります。障害者権利条約にも他の者との平等ということが書かれていまして、そういう点からしてすごく大きな差があるということは、大きな課題だと思っています。
そこで、進学についても現状と課題の中に入れていただきながら、具体的な方向性の、入るとすれば進路支援の充実なのかと思いますが、教育年限を延長して学び続ける保障ですとか、そういった内容、高等部の専攻科設置ですとか、そういったことの検討も含めて記述していただきたいという要望です。お願いします。

永松座長
ありがとうございました。
確かに、伝統的にと言うと変ですが、進路と言うと一般就労、あるいは福祉というところにかなり限定された見方というか使われ方をしてきました。しかし、今ご指摘のように、子どもたちがさらに学びの場を選択していくという時代にもなっております。
これを施策の中に入れ込むというのはなかなか厳しいかと思いますが、現状と課題のほうに今、米倉委員さんから言っていただいた、その辺りの進路の多様化も含めて入れ込むということは可能でしょうか。あくまでこの協議会としてはお願いですので、もし入れ込めるようであれば、入れていただきたいというお願いになりますが、いかがですか。

事務局
こちらの書き方としましては、進路支援の現状と課題の中に、「学習で培った生徒の能力や適性、希望を生かした進路実現に向けて」と書いてあって、ここに、「可能性の追究についてさらに強化することが重要であるとの指摘がある」というように、少し幅広めに書いてあります。
その下にも、企業等が生徒等をイメージできるよう、また、生徒自身も学習で培った能力や適性が理解できるようというように、ここで幅広めに書いてあり、いろいろ表現させていただいたという認識です。
その辺につきましては持ち帰りますけれども、一応こちらとしては、ここで少し幅広めに書いたという認識は持っております。

永松座長
どう表現するかというところは、またご検討いただくことになりますが、そういう認識も含めてこういう表記に今のところはさせてもらっているというご説明かと思います。
よろしいですか。

米倉委員
はい。お願いします。

永松座長
それではすみませんが、ここまでに関してのさらに追加のご意見等があれば事務局のほうにご連絡をいただいて、お伝えいただくということでお願いしたいと思います。
続きまして、多様な教育的ニーズに対応する専門性の向上に関する6ページの部分になります。
これについても事務局のほうから説明がありましたが、基本的にはこちらから出てきた意見も含めて、研修の充実という方策と専門家による教員のチームの各担任の先生への支援という形の充実というのが、大きく2本柱となって議論されていたかと思います。この部分の具体的な方向性も含めて、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
ここはご意見もかなり一致してきたところではありましたので、よろしいですか。では、このような形で基本的に記載していただくということで進めさせていただきたいと思います。
続きまして、これはお手元の基本方針（素案）で言いますと8ページになるかと思います。学びの改革を支える環境整備等の考え方についてご意見をいただければと思います。
基本的にこれまでの協議会で出てきましたのは、やはり子どもたちの多様な教育ニーズにしっかりと応えられるような学校の構造というのが一つ求められています。それともう一つは、いわゆる重度・重複の障がいのある生徒さんたちに、しっかりと対応できるような教育環境、これをぜひ進めてほしいという話です。
それと、バリアフリーを含めて、児童生徒さんにとって安全・安心な教育環境の整備、このような内容がこれまでここで出てきたかと思います。

いかがでしょうか。教室数確保の問題も含めて、この欄に記載されることになりますので、ご意見がありましたらお願いします。
米倉委員さん、お願いします。

米倉委員
1点確認と1点意見です。確認ですが、9ページの上から2つ目の○です。普通教室の児童生徒数について、国の学級編成基準に基づいて小中が6人以内、高等部は8人以内を原則というのは、普通教室というのは、何と表現をしたらいいか分からないのですが、指導学級、いわゆる学級活動を行う集団のことをイメージするということでよろしいでしょうか。
それと、1点が意見ですが、以前の専門家委員会の提言を見てみますと、各部専門、学年専用で使える集会室ですとか、各部専用のプレイルームですとか、かなり踏み込んだ記載があって、現場としても期待をしていたところです。意見としてはぜひ、そういったところも盛り込んでいただければと思っています。
以上です。

永松座長
特に2点目について情報がありましたらお願いします。

事務局
お願いします。
まず、1点目のものは認識のとおりで結構です。
2点目についてですが、ここで言うと9ページの②のところが、フレキシブルに可動壁とか廊下のスペースをうまく使って、いわゆる共用の使い方ですが、その中でダイナミックに体を動かせるような場所をつくろうというイメージで書いています。
A3の資料で言えば、イメージ図があったかと思います。ワークスペースと書いてあって、パラバルーンをやっている絵があったかと思うのですが、小学部、中学部、高等部と用意していきたいとイメージして書きました。

永松座長
ありがとうございます。
ご質問と今のお話の対応で言うと、学校ごとで実際にそういう機会があったときに検討されると思うのですが、集会室だとか子どもたちの学習集団に対して必要で教育的な価値のあるスペースについては、検討の余地があるという意味でこの文章があるということでよろしいですか。当然、いろいろな制約があると思いますが。
記述そのものは、ここからどう変えるという話ではないのですが、米倉委員さん、今のように解釈してもらっていいということでよろしいですか。

米倉委員
はい。

永松座長
ほかにこの学びの改革を支える環境整備等についてご意見がありましたらお願いいたします。
特によろしいですか。ご意見の中でも、非常に一人ひとりに応じて教育が実現できるという学校の姿と、集団でのダイナミックな活動においても使えるという、そういうかなり両極端のニーズに応え得るような教育環境というのは、ご意見の中でも出ておりました。要求ばかりが大きくなって申し訳ないですけれども、そんな学校の実現に向けての提案ということでお願いしたいと思います。
それでは、この内容についてはよろしいでしょうか。
次に、分教室、寄宿舎、校名について、そして、少し多くなりますが２校配置について。かなり長野県独自の取組、あるいは重要な内容が次の部分で取り込まれております。お手元の資料で言いますと、基本方針では 10 ページからの内容になります。特に、具体的な方向性等についてご意見がありましたらお願いしたいと思います。
特に一つ一つ分けません。どこからでも結構です。ご意見等ありましたらお願いいたします。
樋口委員さん、お願いします。

樋口委員
11 ページの寄宿舎に関することですが、現状と課題の四角枠の一番下の○です。ここに、松本ろう学校に設置された複数の障がい種の児童生徒に対応した寄宿舎ですが、設置されたとしか書いていないのですが、実際もう２年目になるわけで、その良さや成果とかをここに盛り込んだほうがいいのではないかと思います。
以上です。

永松座長
ここは県民の皆さんにパブリックコメントを通して知っていただくという意味もあろうかと思います。ここにもう少し最新の情報で表記を盛り込めないかということですが、いかがでしょうか。

事務局
２年目になったので、成果と課題を記入する方向でと思います。
成果としては、例えば、ろう学校のお子さんが、例えば手話以外のコミュニケーションを取ろうとしている姿が見られるとか、あるいは知的障がいのお子さんたちが手話を覚えようとするとか、子ども同士お互いにコミュニケーションを取り合おうとする姿が報告されて、とてもありがたいと思っています。
課題については、例えば避難訓練のときに聴覚障がいのお子さんと、それから知的障がいの生徒等、避難が困難なお子さんたち、それぞれのお子さんたちをどう避難するかとか、そういったような障がい種が異なることによる難しさも同時にあるということは聞いております。
また、職員間でやはりどうしても寿台養護学校と松本ろう学校との距離がありますので、

職員同士の連携等については課題の一つと思っています。

永松座長
　ほかにいかがでしょうか。米倉委員さん、お願いします。

米倉委員
　お願いします。
　寄宿舎のところで、現状と課題の１つ目のかぎかっこの中の３つ目の利用率について質問です。全県での利用率 14.4％という表記は、どういう割合で、どこに対しての利用率なのか。ちなみに、全ての児童生徒数に対して入舎している児童生徒数なのか教えていただければと思います。

永松座長
　数字の説明の部分です。これが分かりましたらお願いします。

事務局
　全ての児童生徒に対しての利用するお子さんの数になります。

永松座長
　14.4％が分母も分からず一人歩きするというのは少し怖い部分もありますので、注釈を入れていただけるといいかと思います。それはお願いしたいと思います。

米倉委員
　その点でやはりそう思っていて、実感としてはかなり少ない、もっと入舎している割合はあるのではないかと。ニーズに対しての割合で見れば、入舎が進んでいるところがあるのではないかと思っています。この数字を正確に出していただきたいと思います。
　それから、先ほど、ろう学校に設置されている寿台のことに関わって、成果と課題を両論併記でという話があったので、今の点をお願いしたいと思います。
　それで具体的な方向性の、最後の多様性を包み込む寄宿舎というところで、かなり複数の特別支援学校の児童生徒が利用できる寄宿舎について研究というふうに書いていますけれども、やはり課題のところも丁寧にくみ取っていただいて、慎重な研究をお願いしたいと思いました。
　以上です。

永松座長
　これはこの素案というよりも、取り組む上でのお願いということになろうかと思います。
　この部分に関して、あとはいかがでしょうか。
　小林委員さん、お願いします。

小林委員
お願いいいたします。しっかりと読み込みができていないかもしれませんが、その点はご指摘ください。
小諸養護学校の場合を具体的に描いていきますと、本当に学区が広いので、通えないというお子さんたちがたくさんいるのですが、寄宿舎が増えていかないという施設的なことや寄宿舎の先生の配置なども関係あるかと思うのですが、そこで地元の特別支援学級に流れざるを得ないという事情があるのも事実です。この寄宿舎のところが施設的にも、それから人員的なところも本当に改善されたら、もっと必要な子どもたちがそこを利用して特別支援学校で教育が受けられるのではないかと強く感じています。お願いとして、ぜひこの辺は建物の環境整備を含めて進めていただけるとありがたいと思います。
子どもたちの数は本当に２倍以上になっているのですが、寄宿舎生の数はどちらかというと減っている状況もあります。あと、施設的にも洋式のトイレがないとか、そのようなこともあって、造ったけれどもとても狭くて使えない状況というものもあるので、施設面でのことは、学校が築何年ということもあるのですが、その辺の実情に合わせて取り組んでいただけるととてもありがたいと思いながら、お願いになります。

永松座長
ありがとうございました。
寄宿舎の特に整備に関するところに関わってくるかと思うのですが、この辺りは今回の基本方針の中ではどういう形ですか。それとも学校全体として寄宿舎もセットで整備というスタンスなのでしょうか。支障のない範囲で教えていただければありがたいと思います。

事務局
まず、施設の関係で言いますと、この 11 ページの委員のほうからご指摘のところですが、現代の一般家庭やグループホームなどに普及している生活様式に対応した環境整備を進める必要があると考えています。また、寄宿舎のあり方については、入舎生、または児童生徒のよりよい自立と社会参加に向け、どういうあり方がいいのか、教育機会の均等、適切な生活支援の確保の観点から、入舎基準について検討していきたいと考えています。このように、寄宿舎のよりよい方向性と生活環境の整備につきまして、今後取り組んでいきたいということで書かせていただきます。

永松座長
なかなかいろいろな意味で厳しい状況かとは思いますが、子どもたちの生活の場でもあり、教育の場でもありますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。
小林委員さん、よろしいでしょうか。

小林委員
はい。お願いいたします。

永松座長
　鈴木委員さん、お願いします。

鈴木委員
　高丘小学校の鈴木です。
　11 ページの入舎基準についてです。いろいろな学校の実情によって基準があると思うのですが、これを 12 ページのように記述できるかどうか。私も特別支援学校にいましたので、いろいろなケース、いろいろな家庭環境のお子さん、障がいの状態もあるので、どういう基準になるのかということを感じました。基準について、果たしてそこまで言い切れるものなのかということを感じました。

永松座長
　ありがとうございます。
　恐らく事務局のほうでイメージされている基準というのはもっと弾力的で緩やかなものだとは思うのですが、基準という言葉になった途端に、何か一線の条件を満たさなければ駄目だというふうに捉えられる危険性も当然あるわけです。
　これはいかがでしょうか。

事務局
　ありがとうございます。今、永松先生がおっしゃったようなイメージでございます。
　ただ、この特別支援学校だったら私は入れるけれども、この特別支援学校に行ったら入れなくなったというのは､教育の機会均等の立場から考えるといかがなものかというのは、現場から意見が出ています。寄宿舎のあり方協議会をやっているのですが、そこには現場の指導員さんにも来てもらって一緒に考えています。ただ、教育委員会と現場だけで決めてしまうとやはりそれは客観的ではないというご意見があるかと思うので、幅広く考えながらやっていきたいと思っています。

永松座長
　子どもやご家族の視点からの一つの統一的な枠組みについて、もしいい言葉が見つかりましたら、基準というのは確かに厳しい意味合いにも取れますので、ぜひご検討いただきたいと思います。
　ほかにご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
　次は、基本方針の 13 ページになります。(5) 県内に２校配置されている盲・ろう・肢体不自由・病弱特別支援学校についてということで、先ほど最初に宮内先生からご意見をいただいた知的障がいの部分も当然ここに関わってくるかと思います。
　ここの部分について、特に 14 ページの特別支援学校共通の取組も含めてご意見等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
　お願いします。

勝又委員
　松本養護学校の勝又です。
　12 ページの校名の検討にも関わってくるかと思うのですが、知的障がいの特別支援学校の校名を変更するというだけではなくて、やはり特に松本・長野圏域以外の知的障がいの特別支援学校は、そもそも重複障がいの在籍率も高く、視覚、聴覚、肢体不自由も病弱も全部専門性が要求されてくる学校だと思います。そうしたところも、やはり県として充実していくということは校名変更と同時に、やはり示していくことが大事ではないかと思っています。
　それに関わってこの（5）も、例えば項目ですが、特別支援学校間の連携とセンター的機能についてというような項目にすれば、2 校配置の 4 障がいの特別支援学校がセンター的機能の一つとして小中学校のみならず、14 ページのところにも記載がありますが、知的障がいの学校に在籍する障がい児の教育の充実にも寄与できますし、また、地域の知的障がいの特別支援学校のセンター的機能のあり方についても、明確に位置付けられるのではないかと思いました。
　特に地域の知的障がいの特別支援学校のセンター的機能については、地元の小中学校、高校への支援機能や人材育成機能というのが中核ですが、そのほかに就学前、そして卒業後へのつなぎの機能と、それから、今、地域には相談とか支援をする機関というのは、以前に比べるとたくさんあると思います。そうしたところとの連携体制の構築、その中核になる機能というのが求められていると思います。
　私は今年度からの参加なので、これまでの検討の中でセンター的機能のあり方についてどの程度議論されたか、今日の資料の中だと読み取れなかったのですが、そういった辺りを盛り込んでいただくといいのではないかと思いました。
　以上です。

永松座長
　知的障がいの特別支援学校も含めて、4 障がいに限らずセンター的機能の充実というのは、繰り返しになりますがこの協議の中で出てきましたので、そこは少し知的障がいも含めて全体としてどうなのかというところが見えてくるような内容を、ご検討いただけますでしょうか。

永松座長
　熊谷委員さん、お願いします。

熊谷委員
　療育コーディネーターの熊谷と申します。
　今のお話に関連してですが、福祉の立場からすると、今、特別支援学校のお子さんで放課後等デイサービスを使っているお子さんが、特に知的障がいの学校だと 8 割ぐらいいます。
　やはり、福祉や他機関との連携の支援体制をここに入れていただきたいと思います。今、私の圏域だと長野養護学校、若槻養護学校、附属特別支援学校、ろう学校、盲学校があり

ますが、支援会議の際に、福祉の者が学校のほうにお邪魔して会議をすることが大変多くなっています。
　また、例えば長野市だと、今、放課後デイの事業者が 40 以上あり、事業所との連携が必要になっていますが、コロナの第１波で学校が休校のときに、放課後デイサービスを使うお子さんがたくさんいて、各学校で対応が異なっていたので、休校の期間や分散登校の情報など、情報の共有が非常に大事だと思いました。福祉との連携や支援体制についてどこかに入れていただけるとありがたいと思います。

永松座長
　大事な内容のご意見だったかと思います。
　ここまでのこの基本方針の中でも、福祉との連携とか、近いところだと寄宿舎もそうですし、幾つか入っていますけれども、当然ながら福祉、労働、医療との連携というのは、特別支援教育の充実の中のかなり大きな内容を占めている部分でもありますので、学びの改革を支える環境整備に入れ込んだほうがいいのか、多様な教育的ニーズに応えるの中に入れ込んだほうがいいのか検討いただきたいと思います。
　熊谷委員さん、ここは事務局のほうにどういう形でどう入れるかはお任せするとして、そこを少し反映するような内容にお願いしたいということで整理させてもらっていいですか。

熊谷委員
　はい。いろいろな他機関との連携による支援体制整備のような感じでお願いしたいと思います。

永松座長
　センター機能と併せたほうがいいのかもしれませんので、そこは事務局のほうでご検討いただければと思います。
　特に今の段階で何か見通しとか、この辺りに入れたらどうかというのはありますか。

事務局
　大事な視点でして、今回のコロナ禍におきましても、かなり各学校と福祉関係機関が連携しながら対応していることも承知しております。
　どこに入れるかにつきましては、ここではなかなかまだ言える段階ではないのですが、おっしゃるように多様な教育ニーズに対応する専門性の向上、ここでは OT、PT 等々と連携しながら指導力を上げるというふうに書いてあります。この中でセンター的機能、連携といった視点で入れさせていただきたいと考えております。

永松座長
　場所はお任せするとして、内容的には反映させてご検討いただくということです。
　ほかにこの部分について、今まで知的障がいを含めてのセンター的機能の充実を盛り込む話と、今の他機関との連携、それ以外にいかがでしょうか。ご意見ありますか。

樋口委員さん、お願いします。

樋口委員

４障がいの特別支援学校の教育相談に関するところです。14 ページの上のところに、教育相談担当者は各校１名、担当エリアが広範囲のため、相談の要望に対し十分に応えられていないとあります。これだけ広いところを２人しか相談担当者がいないということになりますので、オンラインの同時双方向型の通信による相談の体制をきちんと設けるべきではないかと思います。

小中学校側では GIGA スクールということで、令和２年度末にはかなりの環境が整うと聞いておりますし、先日、長野県のある村の教育長は、来年度から１人１台で Wi-Fi 環境を整えるという話をしていました。

ですので、センター的機能の充実としてこのオンラインでの相談に乗るということと、実際に私も大学でオンライン授業をやっていますが、ただパソコンを置けば相談しやすいかというとそういうものではなくて、やはり何らかの防音されているスペースで相談をきちんと受けられるような仕組みがあったら、この４障がいの特別支援学校のセンター的機能はかなり充実するのではないかと考えます。

以上です。

永松座長

これはなかなかいいアイデアですね。今の状況ですから、小さい投資で大きな成果を産み得るなとお話を聞きながら思いました。この広い圏域に２校ずつの体制の少し弱みの部分をカバーする内容かと。

ただ、どういう形でそこまで具体な内容を盛り込めるのかどうなのかはまたご検討いただくとして、私個人の意見ですが、そういう方向で今まであまり取ってこられなかった対応策をこの時代だからこそ入れてみるという価値はあるのかなと思います。また何か少し反映できるような表記ですとか、またそういう手だてがあったら、ぜひご検討願いたいと思います。

これは今、実際にやっているところはあるのですか。まだこのオンライン相談は手つかずですか。

事務局

特別支援学校のセンター的機能として、巡回相談を自立活動の担当が行っておりますけれども、コロナ禍の中で巡回相談がなかなか学校に行けないので、オンラインで相談を受けるということを実際にやっておりましたので、教育相談等についてもそのようにできると思います。

樋口委員

補足していいですか。

GIGA スクールで Wi-Fi 環境ができるというのは、教室の中に端末を持ち込んで子どもの様子とかを見ながら相談ができるという、そういう強みが今度出てくると思いますので、ぜひそうしたらどうかと思います。

実は、私、前の大学の大学院にいたときに、リモート教育相談というのを院生が考えてやってみたら、非常に喜ばれたという経験があります。
以上です。

事務局
大変貴重なご提案、ありがとうございます。県の特別支援学校につきまして、Wi-Fi 環境の整備をやっており、年内には各学校の Wi-Fi 環境が整備される方向です。基本的にどの場所にいましても Wi-Fi 環境が整うという形になるので、樋口委員さんが言われたように、そうさせていきたいと思います。
記載方法につきましては、正直言いまして、コロナ禍の前の今年の２月ですとか１月の話をベースにして書いた部分がありますので、その後の環境の変化等も踏まえて、もう一回見直しを行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

永松座長
米倉委員、お願いします。

米倉委員
15 ページの５番のところですが、特別支援学校の配置について、私はこの資料をいただいたときにここが大きな課題だと思っていたところです。
下の (3) の今後の特別支援学校の配置についての知的障がいの特別支援学校について、矢印の方向が新設・統廃合等はせずに現在の 12 校の体制を維持と書かれていますけれども、この基本方針の「はじめに」のところから、児童生徒数の増加による狭隘化が課題だというような現状認識がされていて、その点、現場も本当に教室不足ですとか、過密・過大が大変なことになっているということを実感しています。
それで、50 年先の 2070 年の児童生徒数の見通しを見たところでも増えています。そういった状況の中で、新設・統廃合等はなく、現在の体制を維持ということが、やはり流れとしての整合性が取れない。課題と認識していながら、そういった対策は取らないという方向だと、基本方針としては問題があると感じています。
専門家委員会の提言を受けた事務局の論点整理のところから出てきている記載かと思いますが、そういった 18 校体制を維持というのは、委員のほうからも意見は出ていなかったかと思っており、この記載も唐突に出てきているのではないかと疑問を持っています。
ぜひこの点については、過密・過大の課題を解消するような方向で財政的な課題があることは重々承知していますけれども、そういった方向で記載をしていただきたいということをお願いします。
以上です。

永松座長
18 校体制と過密・過大の対応というところの整合性みたいなところで、説明、あるいは整合性がつながっていないのではないかというご指摘でした。

事務局

例えば松本養護学校の検討とかをやっていて、そこの児童生徒数で今後の流れを読んでいます。また、子どもたちが活動できるスペースはそろえたいと考えていますので、新しい学校をつくるとは書いていないのですが、各学校にとって必要な教室面積は確保していくというスタンスです。そういう意味でこれまでの子どもの数を見たときには、この 18 校体制でよいのではないかという書きぶりです。

米倉委員

現在のこの施設の中で児童生徒数が増加していて、ただでさえ校庭にもプレハブが建っていたりですとか、玄関ホールで体育をしなくてはいけないですとか、小中学校では本当に考えられないような教育条件の中で子どもたちは学習することを強いられています。

さらに 50 年後を見据えたときに、知的で見れば 120 人の増加がある中で、既存のこの施設の中の改修というか、整備はしていくにしても、やはりキャパシティーとして無理があるということを感じています。そういった点をぜひ解消するような方向の記載をお願いしたいと思います。

以上です。

永松座長

米倉委員さんからご指摘があったような視点での整理というか記述はされていなくて、学校を増やす、増やさないという議論は、意見としては記録に残っていないですが、分教室の話、それと各自治体がそれぞれ分教室から支援学校へと発展させていくことをしっかり応援するよというような話はこれまでに議論されています。

それとこれは今日ご指摘がありませんでしたけれども、14 ページのセンター的機能の中に入っていますが、一人ひとりの子どもに教育を保障するという意味では、サテライト教室というのはかなり議論されたところかと思います。

ですから、もし新しい学校を造らないとするならば、そういう方策で、例えば過密化・過大化、そういう子どもたちの教育環境の整備を図るなりの、何か筋が通るような説明がないと厳しいのではないかというのが、米倉委員さんの今のご意見に対して思うところです。

すみませんが、私は個人的には意見が違っていて、インクルーシブを考えるならば、既存と同じ特別支援学校を増やすという方策はどうなのかなという意見を持っていますので、それをそのまま書かれるとなると、私はたぶん本当にそれを書くのかという意見を出していると思います。

その辺も多様な意見があるかと思います。現状をこの方針案ではどう考えているのかというところは盛り込んでいただくことは、確かに必要なことかと思います。これもご検討いただけますでしょうか。

事務局

ここの人口推移を見る中で、基本的には学習環境の整備ということで、必要な教室数の確保、教育機会の均等もうたいながらやっておりますので、それが伝わるように整理し、

もう少し表現を工夫させていただきたいと思います。

永松座長
関委員さん、お願いします。

関委員
会議の冒頭のほうでコロナの関係のお話が出ていたかと思うのですが、コロナに特化したわけではないのですが、今回こういったことを契機に、例えば学習環境の整備というところで､衛生管理や体調管理ができる専用の教室をということも表現されているのですが、感染予防対策がきちんと取れる設備や保健室の整備も盛り込んでいただけたらと思います。
それから、寄宿舎のほうでも、そういった意味では感染予防対策ができる設備の徹底をという内容を盛り込んでいただけたらありがたいと思って聞かせていただいていました。

永松座長
今の関委員さんのご意見を含めて、今の状況の中で学校教育をどうするのか、特に特別支援教育にかかわって、人的・設備的な検討も含め、どのように盛り込んでいくかの検討が必要だと思います。事務局のほうにお任せいたしますので、必要なところをカバーできるような検討をお願いできますでしょうか。

松木委員
２点お願いします。
今、関委員さんの言われたことですが、実はコロナ感染拡大の中で本校が予定していた特別支援学校との交流が中止になったり、延期になったりしています。交流を実施していく方向を考えるとすると、どういう手だてがあれば交流ができるのか。リモートを使うとかいろいろあると思いますけれども、そういうようなところも含んでおく必要があるかと思って、今、話を伺いました。
２点目です。今の 14 ページのところの 4 障がいの特別支援学校共通の取組の 4 つ目のところに、教育相談に対応するため、巡回支援の実施など各校の教育相談体制を強化しますと書かれているのですが、この強化について、可能でしたらもう少し具体的に書いていただけるとありがたいと思います。
というのは、今、先ほどの数の見込みを見せていただいていても、病弱がとても増えている、増加する見込みということも書かれております。特別支援学校だけでなく、普通の各学校でも、実はここが大きな問題としてのしかかっているところでありますので、そこの強化について具体的な手だてをここに明記していただければありがたいと思います。
以上です。

永松座長
コロナの状況の中での交流の具体的な方策というのは、これはかなり切羽詰まった問題ですので、その辺の情報提供を、このような形が有効ではないかという例などがありましたら、後日で結構ですのでお知らせいただければありがたいと思います。

２点目は、ここに強化と書いてあるけれども、具体的にどのような形の強化なのか。そこを少しお願いします。

事務局
ここには専門性サポートチームと書きましたけれども、巡回支援とか教育相談の担当が今までだったら一人で頑張っていたものを、学校に戻ったときに校内の専門性サポートチームが、この学校のこういった相談に対してどう対応していくかという方向性について、それぞれ専門性を活かして相談するという案を考えています。
また、専門性サポートチームの機能強化のために、ここ２年間で 50 人自立活動担当教員を増やしてきましたけれども、内容的には具体的に書けなかったので「強化」というような書き方になっています。

永松座長
具体的にはチームによる支援に移行して、個人からチームですけれども、なおかつそのための人的措置はもう既に進めてきているというご説明でした。そういう意味で強化という言葉を用いているとのことです。よろしいでしょうか。

本日は、本当に多くの貴重なご意見をありがとうございました。ぜひ、本日の協議を受けて、特別支援学校整備基本方針案をまた引き続きご作成をお願いしたいと思います。
次回は、パブリックコメントを踏まえた整備基本方針案をお示しいただくという段階に入ってくるかと思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。
それでは、司会のほうは事務局にお返しします。

6　その他（連絡）

7　閉会